

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携強化 :

- (ア) 海外の新興企業と日本企業の連携を通じ、オープンイノベーションを推進する。
- (イ) 海外企業が日本市場に参入する際の障壁を取り除き、企業間の連携を容易にする。
- (ウ) 日本企業のグローバル市場への進出を支援し、商品開発やサービスコンサルティングを提供する。
- (エ) 企業間の連携強化や地方自治体との連携を深め、社会課題の解決に取り組む。

b. 専門人材マッチング :

- ①取引先や業界全体を視野に入れた専門人材のマッチング活動を行う。
- ②海外各関係会社の強みを活かし、人材の交流（研修、職場体験、コンサルティング等）を積極的に行う。

c. IT実装支援 :

サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行い、データのセキュリティ対策を実現し、業務の効率化と安全性を確保する。

d. グリーン化の取組 :

脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等を進める。

e. 健康経営に関する取組 :

健康経営に関するノウハウの提供や健康増進施策の共同実施など、健康経営に関する取組を推進する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費

やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社はビジネスパートナーとの信頼関係を築き、共に新たな価値を創造していきます。日々の変化に柔軟に対応し、法令遵守と人権尊重を徹底しています。ESG 経営を推進し、効率的かつ高品質なサービス提供を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

2024 年 04 月 17 日

2024 年 11 月 05 日更新

株式会社 Qpolaris

企 業 名

代表取締役・柳 静宜

役職・氏名（代表権を有する者）

Qpolaris

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。